

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 5月25日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系逆洗水受タンク(A)出口配管(LD-233)において、当該配管の詰りが認められたため、当該配管を清掃。 なお、洗濯廃液系については、逆洗水受タンク(B)を使用し、処理可能。	GⅢ	
2	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋3階、換気空調系廃棄物処理建屋排気フィルタ室上部に設置されている換気空調系廃棄物処理建屋給気ダクト継手部において、長さ約15cmの亀裂が認められたため、当該ダクトを点検・修理。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系ろ過装置において、当該装置フィルターの詰まりが認められたため、当該フィルターを点検・修理。 なお、低電導度廃液系は流量を抑えて処理可能。	GⅢ	